

職員退職給与金支給規程

(趣 旨)

第1条 この土地改良区の職員が、退職または死亡したときは、本人またはその遺族に対して、この規程の定めるところにより退職給与金を支給する。

(自己都合による退職給与金)

第2条 自己の都合により退職した者に対する退職給与金の額は、退職時におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- | | | | |
|-----|---------------|-------|----------|
| (1) | 1年以上10年以下の期間 | 1年につき | 100分の100 |
| (2) | 11年以上20年以下の期間 | 1年につき | 100分の110 |
| (3) | 21年以上31年以下の期間 | 1年につき | 100分の150 |
| (4) | 32年以上の期間 | 1年につき | 100分の120 |

2 20年以上勤続して退職した者に対する退職給与金の額は、前項の規定により計算して得た額にその者の勤続期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 20年以上25年未満 | 100分の110 |
| (2) | 25年以上 | 100分の125 |

3 前項の規定により計算して得た額が、その者の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず60を乗じて得た額をその者の退職給与金の額とする。

(定年による退職給与金)

第2条の2 定年により退職した者に対する退職給与金の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の継続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- | | | | |
|-----|---------------|-------|----------|
| (1) | 1年以上10年以下の期間 | 1年につき | 100分の100 |
| (2) | 11年以上20年以下の期間 | 1年につき | 100分の110 |
| (3) | 21年以上31年以下の期間 | 1年につき | 100分の120 |
| (4) | 32年以上の期間 | 1年につき | 100分の110 |

2 11年以上勤続して定年に達したことにより退職した者に対する退職給与金の額は、前項の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 11年以上20年未満 | 100分の110 |
| (2) | 20年以上 | 100分の165 |

(公務外の傷病または死亡等による退職給付金)

第3条 公務によらない傷病または死亡により退職した者に対する退職給与金の額は、第2条第1項の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|-----------|----------|
| (1) | 1年以上20年未満 | 100分の140 |
| (2) | 20年以上 | 100分の150 |

2 通勤途上における傷病または死亡により退職した者に対する退職給与金についても同様とする。

(整理等による退職給与金)

第4条 規約による定数の改廃、または予算の減少により廃職もしくは過員を生ずることにより退職した職員および公務上の傷病疾病または死亡により退職した職員に対する退職給与金の額は、第2条第1項の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|-----------|----------|
| (1) | 1年以上20年未満 | 100分の150 |
|-----|-----------|----------|

第4条の2 前3条の規定により計算して得た額が、その者の退職の日における給与月額に62.7を乗じて得た額を超えるときは、前3条の規定にかかわらず62.7を乗じて得た額をその者の退職給与金の額とする。

第5条 第2条に規定する者に対する退職給与金の額が、退職の日におけるその者の給料月額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、給料月額をもって退職給与金の額とする。

第6条 退職給与金の算定の基礎となる勤続年数の計算は、職員として引き続いた在職期間とする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

3 職員が退職した場合(第9条第1項各号の1に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となったときは、第2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち職員就業規程第43条の規定による休職、同規程第41条第1項第3号の規定による停職、その他これらに準ずる理由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した
在職期間から除算する。

5 勤続期間は年をもって計算し、6ヵ月未満は切り捨て、6ヵ月以上は繰上げるものとする。

第7条 退職給与金の金額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(遺族の範囲および順位)

第8条 第1条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが職員が死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 前号に掲げる者が退職給与金を受ける順位は、前項各号の順位により第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職給与金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、退職給与金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職給与金の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職給与金の支給制限)

第9条 退職給与金は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 職員就業規程第41条の規定による懲戒免職の処分またはこれに準ずる処分を受けた者

(2) 拘禁以上の刑が確定した者

(3) 臨時に雇用される嘱託員

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員になった

ときは、その退職については退職給与金を支給しない。

(起訴中に退職した場合等の退職給与金の取扱い)

第10条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項および次条第5項第2号において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職給与金は支給しない。

ただし、拘禁以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職給与金の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職給与金の支給の基礎となる期間をいう。次条および第11条第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職給与金の支給の一時差し止め)

第11条 理事長は、退職した者に対しまだ退職給与金が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職給与金を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職給与金制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職給与金の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による退職給与金の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在がしれないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名および同項の書面をいつでもその者に交付する旨を事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をしたものに対し、その取り消しを申し立てることができる。

- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、退職給与金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。

(退職手当の返納)

第12条 退職した者に対し退職給与金の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職給与金の全額を返納させることができる。

(職員退職給与金支給規程)

- 2 前項の規定により退職給与金を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職給与金の返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職給与金の支払い)

第13条 この規程による退職給与金は、その支給を受けるべき者の同意を得た場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 退職給与金は、職員が退職した日から起算して1ヵ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職給与金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 3 職員退職給与金の支給について、特に急務を要するときは、理事長専決規程第2条の規定を適用することができる。

(実施規定)

第14条 この規程に定めのない事項については、理事長が定める。

附 則

1. この規程は、公布の日より施行する。
2. 定款附則第2条の規定により、この規程執行の際、既に在職するものは、その就業の月に遡り支給する。

附 則

1. この変更規程は、昭和38年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和42年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和44年 5月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。
2. この変更規程の施行日に在職するものに限り、従前の就業規程第5条第2項にかかる試雇期間は継続期間に編入する。

附 則

1. この変更規程は、昭和49年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和52年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和56年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 4年 4月 1日より施行する。
2. 施行日現在において在職する者であって、この規程の施行の日から平成9年3月31日までの間に退職した者については、従前の規程によって計算した退職給与金の額が、改正後の規程によって計算した退職給与金の額を上廻るときは、改正後の規程にかかわらず、従前の規程により計算して得た額とする。なお、従前の規程により計算して得た額が、給料月額に62.7を乗じて得た額を超えるときは、62.7を乗じて得た額とする。
3. 施行日以降において勤続期間20年以上の者が定年により退職した場合にあっては、第2条の2の規定にかかわらず、退職日におけるその者の号給または給料月額を直近上位の号給またはこれに相当する給料月額に昇級させることができる。

附 則

1. この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 8年 4月 1日から施行する。